

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年3月29日（火） 【午後の部のみ】 13時00分～14時00分	練馬区立石神井公園区民 交流センター展示室兼集会室 練馬区石神井町2丁目14-1	20名	練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎03-3867-9711（代表） （内線25414）
令和4年4月14日（木） 【午前の部】 10時30分～11時30分 【午後の部】 13時00分～14時00分	練馬区立勤労福祉会館 会議室(中) 練馬区東大泉5丁目40-36	各20名	練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎03-3867-9711（代表） （内線25414）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用に御協力ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

